

令和5年第3回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年9月6日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和5年9月15日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
4番	栗原福裕	10番	原野利男
5番	江藤美代子	11番	梅本哲
6番	水落龍彦	12番	野田成幸

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町 長	氷 室 健太郎	福 祉 課 長	才 所 潤 一
教 育 長	富 山 拓二郎	建 設 課 長	樋 口 信 吾
企 画 課 長	井 上 新 五	建 設 課 参 事 兼 国 県 道 対 策 室 長	園 田 和 広
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿 田 健	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 下 誠 紀
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	中 島 久 見	教 育 委 員 会 事 務 局 子 ど も 課 長	樋 口 尚 寿
環 境 課 長	小 松 朋 雄	教 育 委 員 会 事 務 局 子 ど も 課 参 事	船 津 涼
住 民 課 長	前 田 武 博	教 育 委 員 会 事 務 局 生 涯 学 習 課 長	萩 尾 勝 昭

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	丸 山 順 子	書 記	鬼 塚 慧
議 会 事 務 局 係 長	山 下 亮 一		

10. 議事日程

日程第1	認定第1号	令和4年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2	認定第2号	令和4年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	認定第3号	令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	認定第4号	令和4年度広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	認定第5号	令和4年度広川町水道事業会計決算の認定について
日程第6	認定第6号	令和4年度広川町下水道事業会計決算の認定について
日程第7	発議第1号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について
日程第8	諸般の報告	①総務産業常任委員会研修報告 ②厚生文教常任委員会研修報告
日程第9	常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について	

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第3号のとおりであります。

日程第1～第6 認定第1号～認定第6号

○議長（野村泰也）

お諮りします。去る9月11日、一般会計等決算特別委員会に付託しておりました日程第1. 認定第1号 令和4年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第6. 認定第6号 令和4年度広川町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1. 認定第1号から日程第6. 認定第6号までを一括議題といたします。

本案について一般会計等決算特別委員長の審査報告を求めます。一般会計等決算特別委員会委員長、丸山修二君。

○一般会計等決算特別委員会委員長（丸山修二）

皆さんおはようございます。一般会計等決算特別委員会の審査結果について御報告申し上げます。

令和4年度の各会計の決算認定案について、去る9月11日の本会議において付託されたので、9月12日から14日まで、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、次のとおり決定いたしました。

認定第1号 令和4年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定については賛成多数で、認定第2号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第3号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第4号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第5号 令和4年度広川町水道事業会計決算の認定については全会一致で、認定第6号 令和4年度広川町下水道事業会計決算の認定については全会一致で、それぞれ原案のとおり認定することに決定をいたしました。

なお、認定するに当たり、特別委員会の意見を次のとおり報告いたします。

令和4年度決算に対する意見といたしまして、予算執行については、今後も住民福祉の向上のため、限りある財源や人的資源を有効に活用し、効率的、効果的な事業推進に努められたい。

全体的な事項といたしましては、6つ述べさせていただきます。

- 1、各事務事業について、適正に判断し、計画的な財政運営に努められたい。
- 2、各事業については、実施方法も含めたPDCAサイクルを実行されたい。
- 3、自然災害に対し、各地域における自主防災組織のさらなる活性化を図るとともに、今回の災害の復旧・復興に全力で取り組まれたい。
- 4、住民の健康増進を図るため、さらなる事業の充実を図られたい。
- 5、町税等の納付の公平性を維持するため、新たな滞納抑制を図り、各課の連携による滞納徴収事務に努力されたい。

6、公共施設については、長寿命化を図るため、定期的な点検と迅速な対応に努められたい。

次に、国民健康保険特別会計については、国民健康保険税の改正等については、住民に対する周知を適切に行われたい。

次に、上下水道事業会計については、2つ述べさせていただきます。

1、上下水道事業の安定した経営及び環境衛生の向上を図るため、加入促進及び徴収事務に一層努力されたい。

2、下水道計画区域の変更等については、住民周知を徹底されたい。

以上のおり報告をいたします。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりました。

これから各会計別に審議を行います。

認定第1号 令和4年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

皆さんおはようございます。令和4年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

令和4年度の町税は、令和3年度に比べ約1億円増えています。しかし、収入未済額は約70,000千円と、令和3年度より約8,000千円増えています。賃金も上がらず、コロナ物価高の中、町民の方の暮らしは豊かになっているのでしょうか。令和4年度は、繰越明許費や基金繰り入れを差し引いても約350,000千円の令和5年度への繰越金がございます。このような多額の繰越しが見込まれるなら、民生費、教育費など、住民の福利向上のために使うというやり方もあったのではないのでしょうか。

また、令和4年度の予算案に対して、私は人権問題の解決に向け、町民誰もが納得する予算を求めて反対いたしました。

決算では、人権同和関連の予算については、項目、金額など、ほぼ見直しはございません。本当に必要な事業は行われなければなりません。それは、同和地区と特別に対策を取るのではなく、一般事業として行われるべきです。文化団体支援事業についても、分け隔てなく行われるべきです。町民の方が趣味を生かして交流を深め、豊かな生活を送ることを町が支援する、大事なことです。しかし、広川町同和地区文化活動補助金、対象者5名に対して382千円、広川町文化連盟補助金、対象者17団体318名に495千円です。これに町民の方が納得なさいますでしょうか。

教育集会所については多額の予算をつけて改修を行っています。しかし、地域住民の方の話では、集会所の行事に参加したことはない、とても参加できる状況ではないという話も聞きました。この事業が人権問題の解決どころか住民の間に溝をつくってはいないのでしょうか。町の施設であるならば、真に町民全体に場を提供し、社会的、文化的生活の向上に寄与する場にすることを求めます。

また、人権同和問題啓発活動団体支援事業費や、筑後地区部落解放会館運営費負担金についても、何年もほぼ同額の助成負担をしています。人権問題の早期解決のためとありますが、これらの予算が広川町の人権問題の解決にどう役立っているのでしょうか。町民誰もが納得

する予算執行を再度求め、令和4年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定に反対いたします。

○議長（野村泰也）

次に、賛成者の発言を求めます。8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

私は一般会計決算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

いろいろ反対で述べられましたが、結論といたしましては、今回は決算の認定をするかしないかということで、そもそもの決算というのは、当初予算を3月議会で決めております。それを承認したことをきちんと執行されているかというのを審査するのが決算だと私は思っております。

そうした中で、特別委員会の下、丁寧なる説明を受けました。そうした中で、きちんとした形での予算執行を行っていたということで、何も問題はないというふうに考えております。令和5年度の当初予算のときにもいろいろな意見を述べた中で、また、それを可決して、今執行していただいております中で、これとって問題があったかという形では私は思っておりませんし、予算審査のときにも、そういった不用額等々の流れについては議会側から執行部側にきちんとした形で申し上げており、今現在では、補正予算でも不用額等々については早めに調整を行っているところでもありますので、何も言うことはないのかなと思います。強いて内容的に言うならば、人権同和に対しても、いろいろな法改正によってまだまだ終結しているとは言えないということで新たな法案が提出されたりしておりますので、そういったところも踏まえた中で、今後、考えながら執行していただければいいものというふうに考えております。

今回の決算審査については、確実にきちんとした形でおかしくなく執行されたということで賛成とさせていただきます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第1号 令和4年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第2号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第3号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第4号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和4年度広川町水道事業会計決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第5号 令和4年度広川町水道事業会計決算の認定についてを採決いたしま

す。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和4年度広川町下水道事業会計決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第6号 令和4年度広川町下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、先ほど委員長が報告しました委員会の意見を私の名前をもって町長に対し提出したいと思いますので、御了承願います。

日程第7 発議第1号

○議長（野村泰也）

日程第7. 発議第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

今回、私が発議を提出させていただきましたので、これから朗読をさせていただきたいというふうに思っております。

ちなみに、議案書の朗読をさせていただきますので、御了解をいただきたいと思います。

発議第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について述べさせていただきます。あくまでもまだ案ですので、案として述べさせていただきます。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設されました。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手不足等により、想定以上のコストがかかっている。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題にも対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていくには、多くの森林を抱える我が広川町では、今の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となってくる。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから発議第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第1号は原案のとおり関係機関へ送付することに決定いたしました。

日程第8 諸般の報告

○議長（野村泰也）

日程第8. 諸般の報告を行います。総務産業常任委員会委員長、光益良洋君。

○総務産業常任委員会委員長（光益良洋）

総務産業常任委員会視察研修について報告を申し上げます。

総務産業常任委員会は、6月20日から22日にかけて宮城県の気仙沼市と富谷市に視察研修に行っておりましました。

20日においては、場所が場所だっただけにちょっと行くだけになってしまいましたが、21日、2日目は気仙沼市において震災復興の語り部によるお話を聞くとともに、様々な研修を行ってきました。

皆さん御承知のように、宮城県といわず東北全体、2011年3月11日に起きた東日本大震災によって、今回視察に行きました気仙沼市だけでも死者が1,143名、行方不明者212名という未曾有の大災害を受けられた市でございます。この大災害を将来にわたり記憶と教訓を伝えていくために「目に見える証」として、被災した建物を、名前を気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館として整備された施設において、今回、語り部でもある館長の佐藤さんよりお話を伺ってまいりました。

この施設、建物ですけれども、元県立向洋高校の旧校舎であり、地震により被災し、当初は取壊しも検討されたというふうにお話も聞いておりますが、後世に伝えていくべき、改修された4階建ての施設でございます。地震により4階まで津波の被害を受けたと、また、その爪痕を災害時のままの状態で見ることができ、自然災害のすごさをまざまざと感じさせられました。

気仙沼市は日頃より防災、特に津波の意識を高く持っておられて、ある中学校においては、3年間ある中で、1年ごとに自助、共助、公助を年間100時間、授業として行われているそうです。その効果なのかは分かりませんが、被災した向洋高校は、先生を含めて、地震が来てすぐ津波が来ることを知っておられました。それでもって、地震後3分後から避難のほうに移られたということで、当時、学校には51名の生徒がいらっしゃったそうですけれども、全員が助かったそうです。4階まで津波が来たにもかかわらず、全員が助かった。しかし、地域においては、伝承館があるすぐそばの地区、昔もそこは被害があったらしくて、私も一般質問で申し上げさせていただきましたけれども、近隣地域において一番熱心に防災に関する活動をされていたにもかかわらず、お亡くなりになられた方が一番多かった地域になってしまったということです。その語り部の佐藤さんは元市の職員であり、その当時の防災担当をされていたそうで、本当にこの被害は残念でならないというふうにおっしゃっておられました。

その後、防災に対する考え方を変えたそうで、まず、ハザードマップに絶対はない、あくまでも資料の一つ、災害時は情報が入らないことを想定した訓練を確実に、それとまた、しつこいくらいのワークショップなど、これで大丈夫な訓練はないというふうに熱く熱くおっしゃられておりました。

そういったときに——私も研修のときにやっぱり防災の在り方をいま一度考えるべきだというふうに思わされて帰ってきたところが、その後すぐに、7月に広川町においても未曾有の災害に襲われ、本当にこの研修でお話しされたことが頭の中をどんどんよぎったところでございます。

また、その次の22日においては、これも宮城県の富谷市において、ゼロカーボン戦略、公共交通ランドデザインについて研修を行ってまいりました。

富谷市においては、明治に富谷村として誕生し、昭和38年に町へ移行し、平成24年に人口5万人に達し、また、平成28年に市制に移行されておる市でございます。また、富谷市は仙台市に隣接しておるといふこともあるのかもしれませんが、これまでの村から市に至るまで一度も合併をしていないと。今後も、東北6県の自治体の中で2060年まで唯一人口が増加す

ると見込まれておる市でございます。本当に羨ましい限りではございますが、その富谷市は広川町より1年早い2021年にゼロカーボンシティ宣言をされており、即時にゼロカーボン戦略を策定されております。富谷市においては、宣言される前から「〜とみやからはじまる未来のくらし〜」と銘打ち、脱炭素に取り組まれております。

その中で力を入れられていたのが水素エネルギーを活用された事業で、太陽光発電、自然エネルギーの電力を用いて水を分解し、そしてまた、水素を製造し、水素吸蔵合金カセットという貯蔵、いわゆる簡単に言えば電池みたいなものですね。大人の方が片手で持ち運びできるような形のカセットに貯蔵し、市内の店舗や一般家庭、また各施設へ持っていき、発電や給湯に活用する実証を行われておりました。

また、地元で出た天ぷら油などでバイオ燃料を製造し、水素と混ぜ合わせ、その燃料を基に発電機を運転できるように、また災害時の非常電源としても活用されておられました。この事業は2017年から2019年まで国の委託を受け、官民一体の水素サプライチェーン実証事業として行われたそうで、カーボンシティ宣言後は戦略を実現するための方策を作成され、今現在でも本当に先進的に取り組まれておられました。

また、ほかにも富谷市は「住みたくなるまち日本一」というものを目指しておられまして、公共交通グランドデザイン事業も行われておられた中で、先ほど申しましたように、富谷市は仙台市と隣接していることもあり、ベッドタウンということで、今後地下鉄の延伸なども見込まれるということで、都市圏との交通アクセスは充実しているところがあるそうですが、やはり市内循環のアクセス、また近隣市町村へのアクセスが課題で、現在、公共交通道路整備を行っているようで、このことについては、鉄道以外においては広川町といろいろやられていることは変わらないのかなと思いました。

その中でも、新たな土地を開発する際には、民間の業者に幼稚園、保育園、小学校、中学校といった公用地の提供をお願いされているそうです。なぜそういうことをされるかというところ、やはり育児とか学校、保育園、幼稚園、そういった若い世代の環境のポイントというものが大きいというふうにおっしゃっておられました。

そういった中で、今回、研修においては、気仙沼市において語り部の佐藤館長の心にしみのお話、また、富谷市においては若生市長、青柳議長、浅野副議長、樫尾企画部長ほか、総勢11名の方にお招きいただきまして、対応をさせていただいたところでございます。本当にいろんな意味を踏まえても意味のある研修だったというふうに思っております。

これで研修報告を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

次に、厚生文教常任委員会委員長、丸山修二君。

○厚生文教常任委員会委員長（丸山修二）

それでは、厚生文教常任委員会の視察研修について御報告をいたします。

今回の視察研修はデジタル田園健康特区と子育て支援について、6月26日から28日にかけて、岡山県吉備中央町及び奈義町において研修をいたしました。

まず、吉備中央町は岡山県の中央に位置し、標高200メートルから500メートルの高原地帯で、人口1万435人、面積268.7平方キロメートル、産業の中心は農業で、米を中心に高原野菜、それからブドウ、桃の果物、それから花卉、畜産が盛んであります。また、岡山空港に隣接し、中国横断自動車道のインターチェンジを有する特性を生かしまして、現在、産業の

集積が推進されております。

当地域においては、1970年代、今から50年近く前ですけれども、岡山県が3万人の居住を目標に吉備高原都市を整備されましたが、バブル崩壊などにより開発が凍結されているという状況です。この地域を再生するため、1,900ヘクタールのエリアに医療や教育等、6つの分野でAIやビッグデータを活用した未来型のまちづくりを目指し、町、県、岡山大学、デジタル化専門企業等、32団体で構成する吉備高原都市スーパーシティ推進協議会が設立されまして、国のスーパーシティ構想の地域指定へ向けた取組がされていたそうです。

しかしながら、国の専門調査会の意見を受け、再提案が行われ、令和4年3月に国家戦略特区諮問会議においてデジタル田園健康特区の指定が決定されまして、昨年4月に指定をされております。このデジタル田園健康特区は、デジタル技術の活用によって人口減少、少子高齢化など、特に地方部で問題となっている課題に焦点を当て、地域の課題解決の先駆モデルを目指すものです。

吉備中央町では、デジタル技術の活用で地域における健康、医療などに関する課題の解決に積極的に取組をしていきたいと言われております。現在の具体的な取組として、IT技術で高齢者施設から緊急搬送の支援、母子手帳をスマホアプリでデジタル化、生活支援サービスの依頼や健康管理などができるスマホアプリの導入、乗合タクシースマホ予約システムの導入、有害鳥獣わな確認センサーの貸出し、イノシシ駆除におけるドローン活用などであり、また事業がスタートしたばかりで、今後いろいろな場でデジタル活用を進めていきたいということで抱負を述べられておりました。

また、吉備中央町では子育て支援に積極的に取組がされています。平成28年に「地域で子育て。みんなでつなごう子どもの笑顔」を目指し、子育て応援宣言が行われております。主な子育て支援としては、結婚したら結婚祝金50千円、賃貸住宅入居3か月分助成、上限が240千円、住宅取得奨励金700千円、不妊治療助成、それから妊娠したら一般健康診査費用助成、産前産後の手厚いサポート、育児用品購入費助成、上限が20千円、赤ちゃんが生まれたら第1子1,000千円、第2子以降300千円を支給、18歳までの医療費に自己負担分助成、その他、幼児の英語教育、これは月に一、二回実施されているそうです。それから、中学生の公営学習塾、町が運営しておる学習塾を開いてあります。それと、高校生の通学費の助成、奨学金貸付制度等があり、本当に充実した子育て支援が講じられております。

次に、奈義町は岡山県の東北部に位置し、北は鳥取県に隣接、人口5,751人、面積69.54平方キロメートルで、基幹産業は農業で、米を中心に畜産業も盛んに行われております。町内には自衛隊の駐屯地、それから演習場がありまして、町の面積の約2割を占めております。

奈義町は、平成14年に住民投票により合併をしない単独町制が選択をされております。町が抱える最大の課題は人口減少で、若者が定住しない町は将来がないという視点で子育て施策を20年前ぐらいから取り組まれております。平成24年に子育て支援にもっと力を入れるため「子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育てる環境づくり」を目指し、子育て応援宣言が行われております。このような取組の中、令和元年に全国トップクラスの合計特殊出生率2.95を達成され、全国でも有数の子育て支援の町として注目をされておるわけでございます。

主な支援施策としては、出産祝金、これは誕生祝いとして100千円を支給、ワクチン等の接種、これについては全ワクチンについて町が負担、不妊治療の助成、特定不妊治療の費用の2分の1以内で年200千円が限度で5年間助成、それから、在宅育児支援手当、7か月児

から4歳児で保育園に入園していない児童、これに対して月額15千円の支給、それから給食費の助成、これにつきましては、小学校の給食費の2分の1を町が助成をしているということです。それと、ひとり親助成、中学3年生までの子供を育てる親に対して年額54千円を支給、第2子以降は27千円を加算されているそうです。それから、高等学校等就学支援、生徒1人当たり年額240千円を3年間支給、高校生まで医療費の無料化、それと、大学生の奨学育英金の貸付けの制度がございまして、卒業後、町に定住すれば全額返済免除ということでございます。また、「なぎチャイルドホーム」等の子育て関連施設が複数あり、充実しております。それから、定住促進のための企業誘致、賃貸住宅の整備とか分譲住宅の整備に対する町の補助金等もあります。そういった子育てに関する様々な施策が講じられております。その結果、若者世帯が増加しているそうです。

また、子供が世帯に三、四人もいるという世帯も多いということでございます。

奈義町では、全国的に注目がされているようなすばらしい子育て施策が実践されております。

広川町においても、今後、子育て支援に頑張っていられると思いますけれども、子育て支援については財源もありますけれども、こういった事例もあるということをご参考にしていただきまして、よりよい子育て施策の御検討をお願いしたいと思います。本当に有意義な研修を行うことができました。

以上で視察研修報告を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

これで諸般の報告を終わります。

日程第9 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（野村泰也）

日程第9. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。
以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第3回広川町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時16分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野 村 泰 也

6 番 議 員 水 落 龍 彦

12 番 議 員 野 田 成 幸